

雄島小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日 策定
令和7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- ・「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強めお互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

本校校長は、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

いじめアンケートは、児童・保護者に定期的に実施し、教職員はアンケートをもとにいじめの早期発見に努めます。

いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公開します。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起さない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○デジタルシティズンシップ教育の推進

「GIGAワークブックさかい」を利用してデジタルシティズンシップについて指導したり、家庭でのルールづくりなどの啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者とも連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

心の健康観察や日記を通して児童が日々の生活を振り返ったり、それを担任が確認したりして、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者に対し定期的にいじめ調査のアンケートを行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○家庭や地域との連携

電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

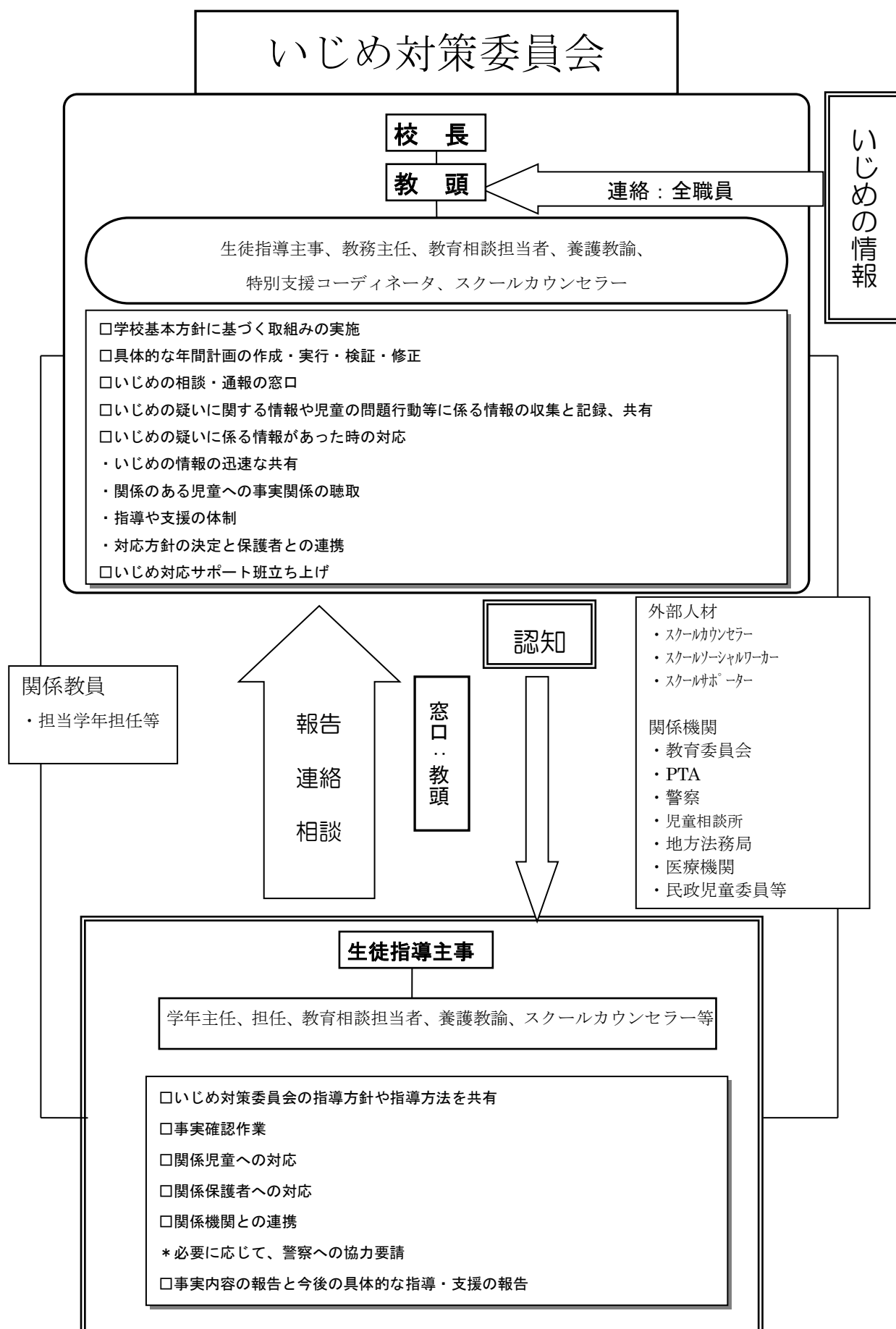
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめの対策委員会 ・基本方針確認 ・「いじめの重大事態チェックリスト」を参考に、年間計画を策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA 総会 ・基本方針の公表	縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・縦割り班（1～6年）の絆づくり					
	いじめ対策サポート班 ・起きたとき即対応	縦割り班活動スタート ・縦割り班顔合わせ、班のめあて決め ・1年生を迎える会 ・縦割り清掃活動のスタート					
5月	いじめ対策委員会 ・自己チェック、アンケート調査等をもとに、状況把握	家庭及び学校生活に関するアンケート（保護者）					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間の人権教育、道徳や読書活動の計画を確認 授業研究	おはようチェック ・規則正しい生活 奉仕作業（運動会に向けた外そうじ） 縦割り運動会 ・絆を強める ・自主的な活動 ・自己有用感の育成					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	すまいるアンケート（児童）					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ・指導主事訪問 民生委員との意見交換 ・情報交換 ・地域での様子 保護者会 ・情報や意見収集	教育相談週間 縦割り遊び ・リーダー育成 ・縦割り班の絆づくり ・自主的な活動 ・助け合う心、協力する心、思いやりの心					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業安全指導	魅力ある学校づくりアンケート（児童）					
	取組評価アンケート ・未然防止に生かす	意識調査					
	家庭訪問 ・地域の情報も把握 授業研究	家庭訪問 ・休み中や普段の様子を把握 ・地域の中での子供の様子を把握					
8月	いじめ対策委員会 ・アンケートの分析をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点項目確認	家庭での読書					
	校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取組 ・教員の意識点検	子ども会行事 ・地域での絆づくり（レクリエーション、壁新聞） ・自主的な活動（ラジオ体操、地区内掃除）					
9月	情報発信 ・アンケート結果	自然教室 ・自主計画 ・絆づくり					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究	学校公開 おはようチェック ・規則正しい生活					

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	すまいるアンケート（児童） 家庭及び学校生活に関するアンケート（保護者）					
	授業研究						
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	教育相談週間					
	授業研究						
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	150周年記念事業 ・自主的な活動 ・愛校心を育む活動 ・世代を超えた絆づくり					
	取組評価アンケート ・1学期との比較						
12月	保護者会 ・情報意見収集	縦割り遊び ・リーダー育成 ・縦割り班の絆づくり ・自主的な活動 ・助け合う心、協力する心、思いやりの心					
	授業研究						

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点項目確認	おはようチェック ・規則正しい生活					
	情報発信 ・アンケート結果	縦割り遊び ・リーダー育成 ・縦割り班の絆づくり ・自主的な活動 ・助け合う心、協力する心、思いやりの心					
	授業研究	6年生を送る会 ・企画 ・準備					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	すまいるアンケート（児童）、家庭及び学校生活に関するアンケート（保護者）					
	授業研究	教育相談週間					
		縦割り遊び ・リーダー育成 ・縦割り班の絆づくり ・自主的な活動 ・助け合う心、協力する心、思いやりの心					
3月	取組評価アンケート ・年間での比較	新入生交流会 ・新たな絆づくり					
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ↓ 職員会議 ・過程確認 ・計画確認	文集作り ・絆づくり					
	情報発信 ・アンケート結果	6年生を送る会 ・感謝の心 ・次学年への自覚					
3月	授業研究	学校評価					
		魅力ある学校づくりアンケート（児童）					
		校内奉仕作業 ・学校、下級生に感謝					
3月		卒業式 ・卒業生に感謝 ・責任感と自立心					
		校内奉仕作業（大そうじ、教室移動） ・学校地域に感謝					

※スクールカウンセラーによる全員面談は年間を通して各学年で実施